新旧対照表

現　行	改　定	主な変更・追加等
広島市週休２日工事等試行要領（土木工事） （趣旨） 第１条　本要領は、広島市発注の土木工事における働き方改革促進の一環として「週休２日工事」または「週休２日交替制工事」（以下「週休２日工事等」という。）を試行実施するにあたり必要な事項を定め、持続可能な建設産業の確保に向けた労働環境の改善を目的とする。 （定義） 第２条 本要領における「週休２日工事等」について、以下のとおり定義する。 (1)「対象期間」とは、工事着手日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。 ア 年末年始６日間、夏期休暇３日間 イ 工場製作のみを実施している期間 ウ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間（工事全体を一時中止している期間を含む） (2)「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業について、着手する日をいう。 (3)「工事完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日をいう。 (4) 地元条件や天候等によりやむを得ない場合は、監督職員との協議により、対象期間内において振替日を設定できるものとする。 ２　本要領における「週休２日」について、以下のとおり定義する。 (1) 完全週休２日（土日）とは、対象期間において、全ての週単位で週休２日以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (2)月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月単位で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (3)週単位とは、工事着手日から起算して、１週間（７日）ごとに分けた期間をいう。 なお、７日に満たない場合は、対象期間の前後いずれかを含んだ７日間	**広島市週休２日工事等試行要領（土木工事）** （趣旨） 第１条　本要領は、広島市発注の土木工事における働き方改革促進の一環として「週休２日工事」または「週休２日交替制工事」（以下「週休２日工事等」という。）を試行実施するにあたり必要な事項を定め、持続可能な建設産業の確保に向けた労働環境の改善を目的とする。 （定義） 第２条 本要領における「週休２日工事等」について、以下のとおり定義する。 (1)「対象期間」とは、工事着手日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。 ア 年末年始６日間、夏期休暇３日間 イ 工場製作のみを実施している期間 ウ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間（工事全体を一時中止している期間を含む） (2)「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業について、着手する日をいう。 (3)「工事完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日をいう。 (4) 地元条件や天候等によりやむを得ない場合は、監督職員との協議により、対象期間内において振替日を設定できるものとする。 ２　本要領における「週休２日」について、以下のとおり定義する。 (1) 完全週休２日（土日）とは、対象期間において、全ての週単位で週休２日以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (2)月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月単位で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (4)週単位とは、工事着手日から起算して、１週間（７日）ごとに分けた期間をいう。 なお、７日に満たない場合は、対象期間の前後いずれかを含んだ７日間	

現　行	改　定	主な変更・追加等
で現場閉所を行ったと認められる場合に完全週休２日（土日）を達成したものとみなす。 (4) 月単位とは、工事着手日から起算して、４週間（28 日）ごとに分けた期間をいう。 なお、４週間に満たない期間（工事完了日の関係で28 日確保できない等）は、通期で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる場合に月単位の週休２日を達成しているものとみなす。 (5) 対象期間は前項(1)～(3)と同じとする。 (6) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 (7) 対象期間内の全ての週単位若しくは全ての月単位において、現場閉所日数の割合（「現場閉所日実績の累計日数」/「対象期間の累計日数」）（以下「現場閉所率」という。）が２８．５％（２(８)日／７(２８)日）以上の場合に、完全週休２日（土日）若しくは月単位の週休２日が達成されたものとする。 ３　本要領における「週休２日交替制」について、以下のとおり定義する。 (1) 完全週休２日交替制とは、対象期間において、全ての週単位で技術者及び技能労働者が交替しながら週休２日（７日間のうち２日）以上の休日を確保する取組をいう。 (2) 月単位の週休２日交替制とは、対象期間において、全ての月単位で技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。 (3) 週単位とは、工事着手日から起算して、１週間（７日）ごとに分けた期間をいう。なお、７日に満たない場合は、対象期間の前後いずれかを含んだ７日間で休日確保したと認められる場合に完全週休２日交替制を達成したものとみなす。 (4) 月単位とは、工事着手日から起算して、４週間（28 日）ごとに分けた期間をいう。なお、４週間を満たない期間（工事完了日の関係で28 日確保できない等）は、通期で４週８休以上の休日を確保したと認められる場合に月単位の週休２日交替制を達成しているものとみなす。 (5) 対象期間は第１項(1)～(3)と同じとする。 (6) 対象期間内の全ての週単位若しくは月単位において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（「技術者及び技能労働者の平	で現場閉所を行ったと認められる場合に完全週休２日（土日）を達成したものとみなす。 (4) 月単位とは、工事着手日から起算して、４週間（28 日）ごとに分けた期間をいう。 なお、４週間に満たない期間（工事完了日の関係で28 日確保できない等）は、通期で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる場合に月単位の週休２日を達成しているものとみなす。 (5) 対象期間は前項(1)～(3)と同じとする。 (6) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 (7) 対象期間内の全ての週単位若しくは全ての月単位において、現場閉所日数の割合（「現場閉所日実績の累計日数」/「対象期間の累計日数」）（以下「現場閉所率」という。）が２８．５％（２(８)日／７(２８)日）以上の場合に、完全週休２日（土日）若しくは月単位の週休２日が達成されたものとする。 ３　本要領における「週休２日交替制」について、以下のとおり定義する。 (1) 完全週休２日交替制とは、対象期間において、全ての週単位で技術者及び技能労働者が交替しながら週休２日（７日間のうち２日）以上の休日を確保する取組をいう。 (2) 月単位の週休２日交替制とは、対象期間において、全ての月単位で技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。 (3) 週単位とは、工事着手日から起算して、１週間（７日）ごとに分けた期間をいう。なお、７日に満たない場合は、対象期間の前後いずれかを含んだ７日間で休日確保したと認められる場合に完全週休２日交替制を達成したものとみなす。 (4) 月単位とは、工事着手日から起算して、４週間（28 日）ごとに分けた期間をいう。なお、４週間を満たない期間（工事完了日の関係で28 日確保できない等）は、通期で４週８休以上の休日を確保したと認められる場合に月単位の週休２日交替制を達成しているものとみなす。 (5) 対象期間は第１項(1)～(3)と同じとする。 (6) 対象期間内の全ての週単位若しくは月単位において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（「技術者及び技能労働者の平	

現　行	改　定	主な変更・追加等
均休日日数」／「対象期間の累計日数」）（以下、「休日率」という。）が、２８．５％（２(８)日／７(２８)日）以上の場合に、完全週休２日交替制若しくは月単位の週休２日交替制が達成されたものとする。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。なお、一時的とは、２週間未満とする。	均休日日数」／「対象期間の累計日数」）（以下、「休日率」という。）が、２８．５％（２(８)日／７(２８)日）以上の場合に、完全週休２日交替制若しくは月単位の週休２日交替制が達成されたものとする。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。なお、一時的とは、２週間未満とする。	
（対象工事） 第３条　対象工事は、原則、広島市が発注する全ての土木工事とする。	（対象工事） 第３条　対象工事は、原則、広島市が発注する全ての土木工事とする。	
（実施方法） 第４条「週休２日工事等」の発注方式は、完全週休２日（土日）の「発注者指定型」とする。 (1)　「発注者指定型」とは、発注時から発注者の指定により実施する工事をいう。	（実施方法） 第４条「週休２日工事等」の発注方式は、完全週休２日（土日）の「発注者指定型」とする。 なお、「発注者指定型」とは、発注時から発注者の指定により実施する工事をいう。	一部修正
２　「完全週休２日交替制」は、「完全週休２日（土日）」での発注が困難な場合、実施する。	２　「完全週休２日交替制」は、「完全週休２日（土日）」での発注が困難な場合、実施する。	
３　発注者は、対象工事において特記仕様書に「週休２日工事等」の試行対象である旨を明記するものとする。	３　発注者は、対象工事において特記仕様書に「週休２日工事等」の試行対象である旨を明記するものとする。	
４　「週休２日工事等」を実施する工事の受注者は、原則、土曜日・日曜日を現場閉所日とした計画を立て、施工計画書の提出時に、「休日取得計画表（週単位）」に工事着手日、工事完了日及び現場閉所予定日を明記し、発注者に提出すること。	４　「週休２日工事等」を実施する工事の受注者は、原則、土曜日・日曜日を現場閉所日とした計画を立て、施工計画書の提出時に、「休日取得計画実施表」に工事着手日、工事完了日及び現場閉所予定日を明記し、発注者に提出すること。	語句の修正
(1)　「完全週休２日（土日）」を実施する工事の受注者は、公衆の見易い場所に「週休２日工事」である旨を明示すること。記載内容は次の例を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。	(1)　「週休２日工事」を実施する工事の受注者は、公衆の見易い場所に「週休２日工事」である旨を明示すること。記載内容は次の例を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。	語句の修正

現　行	改　定	主な変更・追加等
記載内容の例 **週休2日工事** この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む試行工事です。 発注者:広島市〇〇〇〇〇〇課 受注者:〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	記載内容の例 **週休2日工事** この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む試行工事です。 発注者:広島市〇〇〇〇〇〇課 受注者:〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
(2)「完全週休２日（土日）」を実施する工事の受注者は、「工事週報」に工事着手日、工事完了日、現場閉所日の計画及び実績を記入し、監督職員に提出すること。 (3) 受注者は工事途中に完全週休２日（土日）又は月単位の「週休２日」を実施することが困難となった場合は、速やかに発注者に報告すること。	(2)「週休２日工事」を実施する工事の受注者は、「工事週報」に工事着手日、工事完了日、現場閉所日の計画及び実績を記入し、監督職員に提出すること。 (3) 受注者は工事途中に完全週休２日（土日）又は月単位の「週休２日」を実施することが困難となった場合は、速やかに発注者に報告すること。	語句の修正
５　「完全週休２日交替制」を実施する場合、受注者は、契約締結後７日以内に、「完全週休２日交替制」の実施希望の有無を発注者に書面にて提出すること。 (1)「週休２日交替制」を実施する工事の受注者は、公衆の見易い場所に「週休２日交替制」である旨を明示すること。記載内容は前項(1)の「記載内容の例」を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。 (2)「完全週休２日交替制」を実施する工事の受注者は、「工事週報」に工事着手日、工事完了日を、現場閉所を行う場合は現場閉所日の計画及び実績を記入し、監督職員に提出すること。 (3) 受注者は工事途中に完全週休２日交替制又は月単位の「週休２日交替制」を実施することが困難となった場合は、速やかに発注者に報告すること。 ６　週休２日工事において「完全週休２日交替制」の実施を受注者が希望する場合、受注者は、契約締結後７日以内に、「完全週休２日交替制」の実施希望する旨を発注者に書面にて提出すること。	５　「完全週休２日交替制」を実施する場合、受注者は、契約締結後７日以内に、「完全週休２日交替制」の実施希望の有無を発注者に書面にて提出すること。 (1)「週休２日交替制」を実施する工事の受注者は、公衆の見易い場所に「週休２日交替制工事」である旨を明示すること。記載内容は前項(1)の「記載内容の例」を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。 (2)「完全週休２日交替制」を実施する工事の受注者は、「工事週報」に工事着手日、工事完了日を、現場閉所を行う場合は現場閉所日の計画及び実績を記入し、監督職員に提出すること。 (3) 受注者は工事途中に完全週休２日交替制又は月単位の「週休２日交替制」を実施することが困難となった場合は、速やかに発注者に報告すること。 ６　週休２日工事において「完全週休２日交替制」の実施を受注者が希望する場合、受注者は、契約締結後７日以内に、「完全週休２日交替制」の実施希望する旨を発注者に書面にて提出すること。	
（実施報告） 第５条　「完全週休２日（土日）」を実施した工事の受注者は、対象期間終了後、速やかに「休日取得計画表（週単位）」に、現場閉所日等の実績を記入	（実施報告） 第５条　「完全週休２日（土日）」を実施した工事の受注者は、対象期間終了後、速やかに「休日取得計画実施表」に、現場閉所日等の実績を記入し、発	語句の修正

現　行	改　定	主な変更・追加等
し、発注者に提出しなければならない。 (1) 発注者は、「完全週休２日（土日）」を実施した工事の受注者から提出された「休日取得計画表（週単位）」及び「工事週報」により、現場閉所日の取得実績について確認を行うものとする。	注者に提出しなければならない。 なお、発注者は、「完全週休２日（土日）」を実施した工事の受注者から提出された「休日取得計画実施表」及び「工事週報」により、現場閉所日の取得実績について確認を行うものとする。	一部修正 語句の修正
２　「完全週休２日交替制」を実施した工事の受注者は、「休日取得状況表（交替制）（週単位）」に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月７日までに監督職員に提出するものとする。 (1) 発注者は、書類の作成負担等にも考慮し、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を受注者から提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。	２　「完全週休２日交替制」を実施した工事の受注者は、「休日取得計画実施表（交替制）」に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月７日までに監督職員に提出するものとする。 なお、発注者は、書類の作成負担等にも考慮し、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を受注者から提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。	語句の修正 一部修正
	３　「完全週休２日（土日）」の場合は、現場での施工期間（実作業日数）が土曜日及び日曜日を跨がない７日間未満の工事については、対象期間の前後いずれかを含んだ７日間で現場閉所を行ったと認められる場合に完全週休２日（土日）以上であったものとみなす。 ただし、この場合、受注者は「休日取得計画実施表」に対象期間の前後の土日の休日取得状況を明示し発注者へ提出すること。 発注者は、当該「休日取得計画実施表」を技術管理課へ報告すること。	規定内容の整理のため、第６条第１項第２号から移設する 語句の修正
	４「完全週休２日交替制」の場合は、現場での施工期間（実作業日数）が土曜日及び日曜日を跨がない７日間未満の工事については、対象期間の前後いずれかの７日間における技術者及び技能労働者の休日確保状況が完全週休２日交替制を行ったと認められる場合に、完全週休２日交替制以上であったものとみなす。 ただし、この場合、受注者は「休日取得計画実施表（交替制）」に対象期間の前後の２週間の休日取得状況を明示し発注者へ提出すること。 発注者は、当該「休日取得計画実施表（交替制）」を技術管理課へ報告すること。	規定内容の整理のため、第６条第２項第２号から移設する 語句の修正
（経費等の補正） 第６条　「完全週休２日（土日）」の場合は、対象期間における現場閉所状況に応じた補正係数を乗じて、設計計上するものとする。		週休2日の補正廃止に伴い、削除

現　行	改　定	主な変更・追加等
なお、市場単価（港湾工事は補正対象外）及び土木工事標準単価については別表１から３までの補正係数を乗じて補正済み単価を算出する。		
(1) 当初設計時において、完全週休２日（土日）以上であった場合の補正係数を乗じて設計計上するものとする。ただし、対象期間における現場閉所状況が、完全週休２日（土日）に満たなかった場合で、月単位の４週８休を達成した場合は、最終変更契約時において、同条第３項(1)の月単位の４週８休以上の補正係数に減じて設計変更するものとし、月単位の４週８休も達成できなかった場合は、補正係数を除いて設計変更するものとする。	――――――

現　行	改　定	主な変更・追加等
対象期間の前後の２週間の休日取得状況を明示し発注者へ提出すること。 　発注者は、当該「休日取得状況表（交替制）（週単位）」を技術管理課へ報告すること。 ３　現場閉所率あるいは休日率の状況に応じた、補正係数は以下のとおりとする。ただし、「設計業務委託等技術者単価」は労務費の補正対象としない。 (1) 週休２日工事 ① 完全週休２日（土日）　現場閉所率28.5%（２日／７日）以上) ・労務費 1.02 ・共通仮設費率 1.02 ・現場管理費率 1.03 ② 月単位（４週８休以上）現場閉所率28.5%（８日／28 日）以上) ・労務費 1.02 ・共通仮設費率 1.01 ・現場管理費率 1.02 (2) 週休２日交替制工事 ① 完全週休２日交替制　休日率28.5%（２日／７日）以上) ・労務費 1.02 ・現場管理費率 1.03 ② 月単位（４週８休以上）休日率28.5%（８日／28 日）以上) ・労務費 1.02 ・現場管理費率 1.02	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――	週休2日の補正廃止に伴い、削除
（工期設定） 第７条　発注者は、週休２日等が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。 ２　週休２日等の確保を理由とする工期延期については認めないものとする。	（工期設定） 第6条　発注者は、週休２日等が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。 ２　週休２日等の確保を理由とする工期延期については認めないものとする。	

現　行	改　定	主な変更・追加等
（工事成績評定） 第８条　発注者は、対象期間において週休２日等を達成できた場合、工事成績評定の「２.施工状況」の「II.工程管理」において評価するものとし、受注者へ通知する「工事成績総括評定書」の「８．その他特記事項」において施工実績を証明するものとする。 なお、評定の対象とならないものについては、「休日取得計画表（週単位）」等により施工実績を証明するものとする。 ２　発注者は、明らかに週休２日等に取り組む姿勢が見られなかった場合、受注者への聴き取りを実施し、その結果を技術管理課へ報告すること。 ３　週休２日等を達成できなかった場合において、発減点（ペナルティ）は行わないものとする。	（工事成績評定） 第７条　発注者は、対象期間において週休２日等を達成できた場合、工事成績評定の「２.施工状況」の「II.工程管理」において評価するものとし、受注者へ通知する「工事成績総括評定書」の「８．その他特記事項」において施工実績を証明するものとする。 なお、評定の対象とならないものについては、「休日取得計画実施表」等により施工実績を証明するものとする。 ２　発注者は、明らかに週休２日等に取り組む姿勢が見られなかった場合、受注者への聴き取りを実施し、その結果を技術管理課へ報告すること。 ３　週休２日等を達成できなかった場合において、発減点（ペナルティ）は行わないものとする。	語句の修正
（アンケート調査） 第９条　週休２日工事等の検証を行うため、受注者は、技術管理課からアンケート調査の依頼があった場合、回答に協力すること。	（アンケート調査） 第８条　週休２日工事等の検証を行うため、受注者は、技術管理課からアンケート調査の依頼があった場合、回答に協力すること。	
（提出書類の虚偽） 第１０条　「休日取得計画表（週単位）」等の提出又は提示資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完成後に判明した際には、指名停止となる場合がある。	（提出書類の虚偽） 第９条　「休日取得計画実施表」等の提出又は提示資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完成後に判明した際には、指名停止となる場合がある。	語句の修正
（その他） 第１１条　この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。	（その他） 第１０条　この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。	
附則 この要領は、平成３１年３月１日から施行する。（平成３１年３月１日以降の公告から適用） 附則 この要領は、令和２年４月１日から施行する。（令和２年４月１日以降の積算から適用） 附則 この要領は、令和２年８月１日から施行する。（令和２年８月１日以降の積	附則 この要領は、平成３１年３月１日から施行する。（平成３１年３月１日以降の公告から適用） 附則 この要領は、令和２年４月１日から施行する。（令和２年４月１日以降の積算から適用） 附則 この要領は、令和２年８月１日から施行する。（令和２年８月１日以降の積算から適用）	

現　行	改　定	主な変更・追加等
算から適用） 附則 　この要領は、令和３年８月１日から施行する。（令和３年８月１日以降の積算から適用） 附則 　この要領は、令和４年４月１日から施行する。（令和４年４月１日以降の積算から適用） 附則 　この要領は、令和５年４月１日から施行する。（令和５年４月１日以降の積算から適用） 附則 　この要領は、令和５年１０月２０日から施行する。（令和５年１０月２０日以降の積算から適用） 附則 　この要領は、令和６年４月１日から施行する。（令和６年４月１日以降の積算から適用） 附則 　この要領は、令和６年５月１日から施行する。（令和６年５月１日以降の積算から適用） 附則 　この要領は、令和６年８月１５日から施行する。（令和６年８月１５日以降の積算から適用） 附則 　この要領は、令和７年１月１日から施行する。（令和７年１月１日以降の成績評定を行う工事から適用） 附則 　この要領は、令和７年８月１日から施行する。（令和７年８月１日以降の積算から適用）	附則 　この要領は、令和３年８月１日から施行する。（令和３年８月１日以降の積算から適用） 附則 　この要領は、令和４年４月１日から施行する。（令和４年４月１日以降の積算から適用） 附則 　この要領は、令和５年４月１日から施行する。（令和５年４月１日以降の積算から適用） 附則 　この要領は、令和５年１０月２０日から施行する。（令和５年１０月２０日以降の積算から適用） 附則 　この要領は、令和６年４月１日から施行する。（令和６年４月１日以降の積算から適用） 附則 　この要領は、令和６年５月１日から施行する。（令和６年５月１日以降の積算から適用） 附則 　この要領は、令和６年８月１５日から施行する。（令和６年８月１５日以降の積算から適用） 附則 　この要領は、令和７年１月１日から施行する。（令和７年１月１日以降の成績評定を行う工事から適用） 附則 　この要領は、令和７年８月１日から施行する。（令和７年８月１日以降の積算から適用） 附則 　この要領は、令和８年８月１日から施行する。（令和８年８月１日以降の積算から適用）	要領改訂に伴い追記

現　行	改　定	主な変更・追加等
別表１　土木工事市場単価の補正係数 <table><tr><th rowspan="3">名称</th><th rowspan="3">区分</th><th colspan="4">補正係数</th></tr><tr><th colspan="2">週休２日</th><th colspan="2">週休２日交替制</th></tr><tr><th>月単位</th><th>完全 週休２日</th><th>月単位</th><th>完全 週休２日</th></tr><tr><td>鉄筋工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr></table> ＜後略＞		週休2日の補正廃止に伴い、削除
別表２　下水道工事市場単価の補正係数 <table><tr><th rowspan="3">名称</th><th rowspan="3">区分</th><th colspan="4">補正係数</th></tr><tr><th colspan="2">週休２日</th><th colspan="2">週休２日交替制</th></tr><tr><th>月単位</th><th>完全 週休２日</th><th>月単位</th><th>完全 週休２日</th></tr><tr><td>硬質塩化ビニル管設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr></table> ＜後略＞		週休2日の補正廃止に伴い、削除
別表３　土木施工単価の補正係数 <table><tr><th rowspan="3">名称</th><th rowspan="3">区分</th><th colspan="4">補正係数</th></tr><tr><th colspan="2">週休２日</th><th colspan="2">週休２日交替制</th></tr><tr><th>月単位</th><th>完全 週休２日</th><th>月単位</th><th>完全 週休２日</th></tr><tr><td>区画線工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr></table> ＜後略＞		週休2日の補正廃止に伴い、削除